

第24期 第26回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和4年8月31日

伊予市農業委員会

# 第 2 4 期

## 第 2 6 回定例農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 3 1 日（水）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 6 回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	2 名
事務局	局長 次長 係長

### 議事日程

第 1	議案第 124 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	2 件
	議案第 125 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	6 件
	議案第 126 号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1 件
	議案第 127 号	伊予市農業振興地域整備計画の変更協議について	5 件
	議案第 128 号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1 件
第 2	報告第 46 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	1 件
	報告第 47 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第26回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、●●番 ●●委員、●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

### 議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。●●番 ●●委員、●●番 ●●委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 議案第124号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局

番号1

譲渡人	松山市 ●●さん
譲受人	喜多郡内子町 ●●さん
申請地	宮下●● 田 ●●㎡ 同じく ●● 田 ●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、議案第124号番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第 124 号番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 124 号番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 124 号番号 1 について承認いたします。  
続いて、議案第 124 号番号 2 につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 2

譲渡人	松山市 ●●さん
譲受人	中山町佐礼谷 ●●さん
申請地	中山町●● 畑 ●●㎡ 同じく●● 畑 ●●㎡
譲受人の耕作面積	●●㎡
申請理由	(譲受人) 経営の安定化 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。  
以上です。

議長

それでは、議案第 124 号番号 2 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第 124 号番号 2 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 124 号番号 2 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 124 号番号 2 について承認いたします。

### **議案第 125 号**

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 1

譲渡人 稲荷 ●● さん、東京都八王子市 ●●さん。

譲受人 稲荷 ●●

土地の所在地は、稲荷●● 登記地目及び面積は、田で●●m<sup>2</sup>

転用目的は露天駐車場で、転用面積は同じく●●m<sup>2</sup>です。

議案説明書は 2 ページ上段を、申請地説明図は 2 ページから 4 ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、

譲受人となる●●は、自己の所有する参拝者用の駐車場がなく、祭事の際には近隣空地进行を臨時にお借りしていたようですが、周年祭事が予定され、参拝者の増加が見込まれることから、今回、農地を取得し、露天駐車場として利用するため、転用申請に至ったものです。

申請地は稲荷に位置し、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確

実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。  
以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、議案第 125 号番号 1 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。議案第 125 号番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 125 号番号 1 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 125 号番号 1 について承認いたします。  
続いて、議案第 125 号番号 2 につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 2

譲渡人 松山市 ●●さん

譲受人 宇和島市 ●●

土地の所在地は、大平●● 登記地目及び面積は、田で●●m<sup>2</sup>

転用目的は中古車展示場で、転用面積は同じく●●m<sup>2</sup>です。

議案説明書は 2 ページ下段を、申請地説明図は 5 ページから 7 ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、

譲受人となる●●は、宇和島市に本社があり、現在、業務拡張に伴う新たな事業拠点を伊予市市場に置き、中古トラックの販売及びレンタルを主業務としておりますが、取扱台数の増加に伴い、小型トラックの在庫置場が不足し、候補地を検討していたところ、譲渡人

が所有する宅地と、隣接する農地の売買の話がまとまり、今回の転用申請に至ったものがあります。

申請地は大平に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第125号番号2について、地元委員さんに代わって事務局より報告します。

事務局

●●委員より特段の問題は無しとのご報告をいただいております。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第125号番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第125号番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第125号番号2について承認いたします。

続いて、議案第125号番号3から番号6につきましては、いずれも関連がございますので、一括で事務局の説明をお願いします。

番号3から番号6は、いずれも高速道路工事に伴う一時転用の更新申請でございます。

一括でご説明申し上げます。

事務局

議案説明書は3ページを、申請地説明図は8ページから19ページを順次ご覧ください。

番号3

譲渡人 大平 ●●さん

土地の所在地は、●●他2筆

登記地目及び面積は、田で、合計●●m<sup>2</sup>

番号4

譲渡人 双海町上灘 ●●さん、中山町出渕 ●●さん。

土地の所在地は、双海町●●他2筆

登記地目及び面積は、畑で 合計●●m<sup>2</sup>

番号5

譲渡人 宮下 ●●さん、松前町浜 ●●さん、愛南町御荘 ●●さん、双海町上灘 ●●さん。

土地の所在地は、双海町●●他5筆

登記地目及び面積は、畑で。合計●●m<sup>2</sup>

番号6

譲渡人 双海町上灘 ●●さん。

土地の所在地は、双海町上灘●●

登記地目及び面積は、畑で。合計●●m<sup>2</sup>

番号3から番号6の譲受人は、いずれも●●です。

今回の転用申請に至った理由でございますが、

高速道路工事に伴う露天資材置場、工事用道路、工事用仮設栈橋、掘削土及び資材の仮置場設置のため一時転用の申請に至ったもので、いずれも工期延長に伴う再申請となっております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第125号番号3から番号6について、各地元委員さんの補足説明はございませんでしょうか。

(特段なし)

議長

無いようでしたら、議案第 125 号番号 3 から番号 6 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 125 号番号 3 から番号 6 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 125 号番号 3 から番号 6 について承認いたします。

### **議案第 126 号**

伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 2 7 号イ及び第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

申出人は宇和島市 ●●さん、●●さん。

土地所有者は、下三谷 ●●さん、

土地の所在地は、下三谷●●

地目は田、登記面積は合計●●㎡、

分家住宅の建設を目的とした、地域農業振興計画 27 号計画の変更に係るものです。

議案説明書は 4 ページを、申請地説明図は 20 ページから 22 ページをご覧ください。

今回の計画変更に至った理由でございますが、

申出人は現在、勤務の関係で宇和島市内に居住するものの、週末は伊予市に帰省し農業に従事する農業後継者であります。今回、申出人が居住するための場所を探していたところ、申出人の一人である●●さんの父親が所有する農地以外に適当な候補地がなく、また、将来には両親の介抱が容易な場所であるため、申請地に分家住宅を建設するために申請に至ったものであります。

なお、農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件を確認済です。

また、本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することがやむを得ないと判断されます。

以上でございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第 126 号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

特段の問題はありません。ご検討の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第 126 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 126 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 126 号について承認いたします。

### **議案第 127 号**

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号 1 から番号 5 まで関連がございますので、一括で事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 1 から番号 5

申出人は、東京都世田谷区●● 所在地はそれぞれ、

- ・ ●●
- ・ ●●
- ・ ●●
- ・ ●●

・●●

の計5カ所。

土地所有者、登記地目及び面積は議案書に記載のとおりで、計画変更目的は、いずれも携帯電話基地局で、面積は●●㎡です。

ここで一か所訂正がございます。番号4の土地所有者である●●さんの住所表記が●●とありますが、正しくは●●でございます。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、議案説明書は5ページ下段を、申請地説明図は23ページ以降をご覧ください。

今回の計画変更の申出については、

いずれも、認定電気通信事業者である●●が、電波状況の品質改善のための中継施設を設置することによるものです。農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要となっておりますが、農振除外の手続きを要するため、意見を求められているものです。

以上でございます。一括でのご審議となります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第127号番号1から番号5について、各地元委員さんの補足説明はございますでしょうか。

(特段なし)

議長

無いようでしたら、議案第127号番号1から番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第127号番号1から番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第127号番号1から番号5について承認いたします。

### 議案第128号

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づく農地利用最適化推進委員の委嘱について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

追加議案書の2ページをご覧ください。

●●委員の逝去に伴い、米湊地区の農地利用最適化推進委員に欠員が生じたため、今回、委員候補者の募集を行ったところ、米湊A-1広報区長より、●●氏の推薦がございました。評価委員会での審査の結果、適任者であるとの報告があったため、農業委員会による委嘱について承認を求めるものです。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第128号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第128号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第128号について承認いたします。

(委嘱状交付)

(●●委員より自己紹介)

### 報告第46号

農地法第4条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

申請人及び土地所有者 尾崎 ●●さん

土地所在地 尾崎●● 地目は畑 登記面積●●m<sup>2</sup>

転用面積●●m<sup>2</sup> 農業用倉庫への転用です。

議長

ありがとうございました。各委員からは何かございますでしょうか。  
無ければ報告事項ですので、次に進めます。

### **報告第 47 号**

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

番号 1 から番号 3 まで全て、譲渡人は米湊 ●●さんです。

番号 1

譲受人 松山市●●

土地所在地 米湊●● 地目は田 登記面積●●m<sup>2</sup>

転用面積●●m<sup>2</sup> 露天資材置場への転用です。

番号 2

譲受人 米湊 ●●さん

土地所在地 米湊●● 地目は田 登記面積●●m<sup>2</sup>

転用面積●●m<sup>2</sup> 専用住宅地への転用です。

番号 3

譲受人 米湊 ●●さん

土地所在地 米湊●● 地目は田 登記面積●●m<sup>2</sup>

転用面積●●m<sup>2</sup> 宅地拡張のための転用です。

議長

ありがとうございました。各委員からは何かございますでしょうか。  
無ければ報告事項ですので、次に進めます。

(その他報告)

議長

それでは次回は 9 月 28 日(水曜日) 午後 1 時 30 分より、この会場で開催します。  
次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第26回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時6分 閉会)

年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---